

新潟県条例第22号

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 13人 ア～ウ (略) エ <u>総務部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 オ～コ (略)</p> <p>(2) 厚生環境委員会 13人 ア <u>環境局</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 イ～エ (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人 ア (略) イ <u>観光文化スポーツ部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 ウ～オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 13人 ア～ウ (略) エ <u>総務管理部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 オ～コ (略)</p> <p>(2) 厚生環境委員会 13人 ア <u>県民生活・環境部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 イ～エ (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人 ア (略) イ <u>観光局</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 ウ～オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。